

島根県報

号外第六四号

昭和四十八年七月二十四日

火曜日

告示 目次

島根県建築基準法施行条例に規定する知事が指定する区域（二件）

告示

島根県告示第四百九十四号

島根県建築基準法施行条例（昭和四十八年島根県条例第二十号）別表第一号に規定する知事が指定する区域は、次に掲げる土地の区域とする。

昭和四十八年七月二十四日

島根県知事 伊達慎一郎

- 1 区域の名称 延野
- 2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次結ぶ線及び標柱一号と標柱九号を結ぶ線で囲まれた区域

郡	市	町	村	大字	字	地番	標柱番号
大原郡	加茂町	延野				八一七番地	一号
						七六三番地の一	二号
						七六三番地の一	三号

- 1 区域の名称 廻田
- 2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十一号までを順次結ぶ線及び標柱一号と標柱十一号を結ぶ線で囲まれた区域

郡	市	町	村	大字	字	地番	標柱番号
大原郡	加茂町	加茂中				一一三五番地の一	一号
						二二七六番地の一	二号
						二二七六番地の一	三号

七六三番地の一	四号
五五二番地の一	五号
五五二番地の一	六号
五五三番地	七号
五四八番地の一	八号
五四八番地	九号

二二八八番地	一六一六番地	一六一五番地の一	一六一四番地	一六一三番地の三	一六一三番地の一	一六一二番地	一六一二番地の三	一六一二番地の三	一六一二番地の三	一六一一番地の三	一六一一番地	二三四一番地	一五五九番地	一五五九番地	一五五九番地の二	二一八三番地の二
十号	十一号	十二号	十三号	十四号	十五号	十六号	十七号	十八号	十九号	二十号	二十一号	二十二号	二十三号	二十四号	二十五号	

五

- 1 区域の名称 棚田
2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱四号までを順次結ぶ線及び標柱一号と標柱四号を結ぶ線で囲まれた区域

仁多郡	仁多町	三成	棚田横手下	一一八番地	一二四番地	一二二番地	一三〇番地	二二八三番地の二	二二六号
郡	市	町	村	大字	字	地	番	標柱番号	

六

- 1 区域の名称 町空
2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十二号までを順次結ぶ線及び標柱一号と標柱十二号を結ぶ線で囲まれた区域

仁多郡	仁多町	上阿井	町屋敷	鉢屋屋敷	一一四一番地	一二四二番地	一〇九〇番地	一〇九〇番地続一	一	二	三	四
郡	市	町	村	大字	字	地	番	標柱番号				

七

2 1 区域の名称 湯ノ廻
 土地の表示
 次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱五号までを順次結ぶ線及び標柱一号と標柱五号を結ぶ線で囲まれた区域

仁多郡				郡
仁多町				市
三成				町
				村
				大
				字
井出ノ上	ナリ林	湯ノ廻	荒神	字
一八八五番地の二	一五一九番地の二	一五二四番地の三	一八〇九番地	地
四号	三号	二号	一号	番
				標柱番号

家の脇	二八〇〇番地	五号
积迦堂	一一八〇番地	六号
町空	一一八四番地	七号
井戸空	二七九八番地	八号
三間屋	一一九九番地の一	九号
	一一九七番地	十号
町空	一・二八七番地の一	十一号
町屋敷	一一三三番地	十二号

八

2 1 区域の名称 高島
 土地の表示
 次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次結ぶ線及び標柱一号と標柱九号を結ぶ線で囲まれた区域

益田市				郡		
土田町				市		
				町		
				村		
				大		
				字		
七〇三番地の一	七〇三番地の一	七〇三番地の一	七〇三番地の一	七〇三番地の一	七〇四番地	地
九号	八号	七号	六号	五号	四号	番
						標柱番号

荒神	四五一番地の一	五号
----	---------	----

島根県告示第四百九十五号
 島根県建築基準法施行条例(昭和四十八年島根県条例第二十号)別表第一第二号に規定する知事が指定する区域は、次に掲げる土地の区域とする。